平成19年度決算に基づく 茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

財政健全化法とは…

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(通称:財政健全化法)が成立・ 公布されました。

この法律で地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標 (健全化判断比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが 義務付けられました。

法律全体の施行は平成21年4月ですが、健全化判断比率等の公表に関する規定は、平成20年4月から施行されたため、本市も平成19年度決算から健全化判断比率等を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行うことになりました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」、「早期健全化段階」(※1)、「財政再生段階」(※2)の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうちひとつでも基準を超えてしまった場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図っていくことになります。

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等 ~いずれの指標も早期健全化基準を下回る「健全段階」~

平成19年度決算に基づいて、健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化基準を下回り「健全段階」でした。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	_ (黒字)	11.49%	20.00%
② 連結実質赤字比率	_ (黒字)	16.49%	40.00%
③ 実質公債費比率	4.7%	25.0%	35.0%
4 将来負担比率	25.3%	350.0%	

(※1)早期健全化段階とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健 全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報 告し、公表を行います。

(※2)財政再生段階とは…

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、 公表を行います

況を毎年度議会に報告し、公表を行います。 なお、財政再生団体は、財政再生計画で総務大臣の同意 を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方 債の発行ができなくなります。

① 実質赤字比率について

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の合計)を対象とした実質 赤字額の標準財政規模(※3)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必 要があります。

本市の一般会計等の平成19年度決算の実質収支(※4)は黒字で、赤字はありませんでしたの で、実質赤字比率は発生しませんでした。

(※3)標準財政規模とは…

人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模であり、平成19年度の茅ヶ 崎市の標準財政規模は、およそ389億円です。

(※4)実質収支とは…

その年度の決算の歳入から歳出を差し引いた額から、繰越明許費などの翌年度に繰り越すべ き財源を控除した実質的な収入と支出の差額です。

② 連結実質赤字比率について

国民健康保険事業等の特別会計や公営企業会計である茅ヶ崎市立病院事業会計等を含む市の全会計 を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場 合、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の平成19年度決算の実質収支額及び資金不足(剰余)額を合計した結果は黒字で、 赤字はありませんでしたので、連結実質赤字比率は発生しませんでした。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金(市が借り入れた借入金の返済に充てる資金)などの、標準財政 規模に対する比率であり、この指標が18%を超えると起債をする際に都道府県知事の許可が必要と なり、25%を超えると一部の起債が制限されます。

平成19年度の本市の実質公債費比率は、4.7%です。 従前の算定基準が変更になり、公債費の償還に充当可能な財源に都市計画税を加えることになった ため、平成18年度(11.7%)より好転し、早期健全化基準を大きく下回りました。

4 将来負担比率について

地方債や職員の退職金等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が 圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

平成19年度の本市の将来負担比率は25.3%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回り、 財政の健全性が保たれております。

⑤ 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準

(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。 平成19年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の 該当はありませんでした。

会 計 名	事業の規模 ①	資金不足額 ②	資金不足比率 ②/①
茅ヶ崎市立病院事業会計	9 2 億円	ー (資金不足なし)	1
下水道事業特別会計	4 1 億円	ー (資金不足なし)	-

平成19年度決算に基づく本市の健全化判断比率等の算定結 果は、いずれの指標においても早期健全化基準を下回る「健 全段階」でした。

今後ともこの健全化判断比率等や他の財政指標の推移に注 視し、的確な財政運営に務めてまいります。

事務担当は…

財務部 財政課 財政担当 電話) 0467(82) 1111 内線2717~2718

<参考>【茅ヶ崎市の健全化判断比率等の対象会計範囲】 3 4 一般会計等 実 実質赤字比率 連 将 ◇一般会計 質 結 来 実 公 負 ◇公共用地先行取得事業 質 債 担 費 比 赤 公営事業会計 字 率 比 ◇国民健康保険事業 率 比 ◇介護保険事業 ◇老人保健医療事業 率 公営企業会計 5 ◇下水道事業 (地方公営企業法の法非適用事業) 資金不足比 地方公営企業 ◇茅ヶ崎市病院事業 (地方公営企業法の一部適用事業) ◇神奈川県後期高齢者医療広域連合 ◇茅ヶ崎市土地開発公社 ◇(財)茅ヶ崎市学校建設公社 ※損失補償を行っている団体が対象 ※ 平成19年度決算に基づいています。